

調達要求番号：

| 陸 上 自 衛 隊 仕 様 書 | | |
|----------------------------------|-----------|------------|
| 健軍駐屯地、高遊原分屯地 小型無人機対処器材移動局検査役務 | 仕 様 書 番 号 | |
| | 作 成 | 令和4年12月22日 |
| | 変 更 | 令和4年12月 日 |
| | 作成部隊等名 | 健軍駐屯地業務隊 |

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊健軍駐屯地及び高遊原分屯地に設置している小型無人機対処器材の移動局検査役務（以下、役務という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z500002 及び陸上自衛隊の電波の管理に関する達（陸上自衛隊達第96-12号）による。

a) 調達担当官等

役務に係わる契約を締結する者をいう。

b) 官側

契約担当官、監督官及び検査官をいう。

c) 契約の相手方

役務を請け負う者をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-C500001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注仕様書

2 一般事項

本仕様書に規定していない事項は、製造業者の規定する仕様書、社内規格及びカタログ並びに商習慣による。

2.1 役務実施場所

役務実施場所は、陸上自衛隊健軍駐屯地及び高遊原分屯地とする。

2.2 役務実施日

細部日程については、官側との調整による。

2.3 役務の内容

a) 健軍駐屯地及び高遊原分屯地に設地している小型無人機対処器材の移動局検査を実施し、検査書類を作成し提出すること。

b) 監督官に対する移動局検査の説明

2.3 役務者の資格

役務者の資格は、対象装備品等に関する修理に必要な専門的技能を有するものとする。

2.4 作業記録等

契約の相手方は、作業記録表により所要事項を記入し、監督官の確認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 移動局検査実施要領

3.1 検査項目

移動局検査は、表1に示す検査項目について行うものとする。

契約相手方は、本品検査中、異常を発見した場合、異常個所を特定し、付図1の「移動局検査等試験成績表」の備考欄に記載して健軍駐屯地業務隊司令業務室及び高遊原分屯地西部方面航空隊本部へ1部提出するものとする。

表1-検査項目

| 番号 | 検査項目 |
|----|-----------------------|
| 1 | 空中線電力 |
| 2 | 周波数偏差 |
| 3 | 占有周波数帯 |
| 4 | 不要発射強度（スプリアス領域、帯域外領域） |
| 5 | 感度 |
| 6 | その他 |

3.2 移動局試験成績表

様式は、付図1を基準とする。

3.3 移動局検査の条件など

本検査は、原則として健軍駐屯地及び高遊原分屯地内で実施する。交換した部品はくずとして契約相手側が処分するものとする。

4 検査結果の判定

表2に示すアルファベット区分から選定し、「移動局試験成績表」中の判定欄に記載するものとする。

表-2-検査結果

| アルファベット区分 | 合否判定 | 内容 |
|-----------|------|--|
| A | 合格 | 所定の基準を満足するもの |
| B | | 検査の際は、所定の基準を満足していなかったが、検査官の指示に基づいて措置した結果、その基準を満足するに至ったもの |
| C | 不合格 | 所定の基準を満足しないもの |

5 監督検査

監督検査は、官側が定める監督・検査監督実施要領によるものとする。

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する。

6.2 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 健軍駐屯地及び高遊原分屯地の立入りに際しては、当該駐・分屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 健軍駐屯地及び高遊原分屯地の中で作業を行う場合、駐・分屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、撮影禁止箇所、作業用通路など）は当該駐・分屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外の立入りを禁止する。

- c) 契約の相手方は、本契約の履行に当り、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また本契約終了後も同様とする。

6.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意喚起をするものとする。

6.4 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

6.5 その他

その他は次による。

- a) 役務履行で発生した発生材は、契約の相手方が処分するものとする。ただし、こん包材などは契約の相手方が処分するものとする。
- b) 作業の期間中、建物及び施設などを損傷しないように十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、速やかに官側に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

6.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関する疑義が生じた場合、監督官等と協議し、その指示に従うものとする。

| | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|----|----|----|
| 調達要領指定書 | 調達要求書発簡番号 | | | | |
| | 調達要求番号 | | | | |
| | 調達要求年月日 | 令和 4年12月22日 | | | |
| | 作成部課 | 健軍駐屯地業務隊司令業務室 | | | |
| | 作成年月日 | 令和 4年12月 日 | | | |
| 品名 | 健軍駐屯地駐屯地、高遊原分屯地小型無人機対処器材移動局検査役務 | | | | |
| 仕様書番号 | | | | | |
| 指定事項： | | | | | |
| 2.3 役務の内容 | | | | | |
| 完了日、実施場所、装備品名及び内容は表3に示す。 | | | | | |
| 表3 | | | | | |
| 完了日 | 令和5年2月16日(木)まで | | | | |
| 実施場所 | 陸上自衛隊健軍駐屯地(熊本県熊本市東区東町1-1-1) 陸上自衛隊高遊原分屯地(熊本県上益城郡益城町大字小谷1812) | | | | |
| 装備品名 | 小型無人機対処器材 | | | | |
| 役務内容 | 小型無人機対処器材移動局検査役務 | | | | |
| 移動局検査 対象器材 | 品名 | 製造番号等 | 単位 | 数量 | 備考 |
| | 監視装置 MM2 | MM2J-0110 | 台 | 1 | |
| | 監視装置 MM2 | MM2J-0113 | 台 | 1 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 注記 | 契約の相手方の負担とする。 | | | | |

4.1 提出書類

提出書類は表 2 による。

表 2 - 提出書類

| 番号 | 書類名 | 部数 | 提出先 | 提出時期 |
|----|---------------|-----|-------------------|------------------|
| 1 | 役務実施計画 | 1 部 | 健軍駐屯地業務隊 司令業務室 | 契約締結後 |
| 2 | 作業記録表（役務完了調書） | 4 部 | | 各日の作業終了 後速やかに |

4.6 その他の必要事項

- a) 1 日の作業時間は 0815～1700（1200～1300 を除く。）の 7 時間 45 分以内とする。
ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約の相手方が準備する。
- c) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- d) スタッフ等の役務期間中の食事等は、契約の相手方が準備する。
- e) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- f) その他必要な事項は、監督官が指示する。

移動局等試験成績表

実施年月日：令和 年 月 日

| 機材名 通信実施状況 基準値等 器材番号 | 空中線電力 | | 周波数偏差 | 占有周波数帯幅 | 不用発射の強度 | | 感度 | その他 | 判定 | 備考 |
|-------------------------------|---------|-------|-------|---------|---------|--|----|-----|----|----|
| | スプリアス領域 | 帯域外領域 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

寸法：日本産業規格 A 4

- 備考： 1 「通信実施状況」は、試験通信を実施したときの距離、地形等を記入する。
 2 基準値は、自衛隊の電波の管理に関する訓令運用について（通達）（防官情第2418号）に定めるところにより記入する。
 3 「空中線電力」・「周波数偏差」・「占有周波数帯幅」・「不要発射の強度」・「感度」・「その他」は、原則として測定器により測定し、その結果を記入する。ただし、測定不能の部隊等は技術検査の結果により記入する。
 4 「判定」は上記通達の判定基準を基準として記入する。
 5 備考欄には成績表の作成に当たり使用した周波数又は別に示す周波数整理番号を記入する。また記入後は注意とする。